

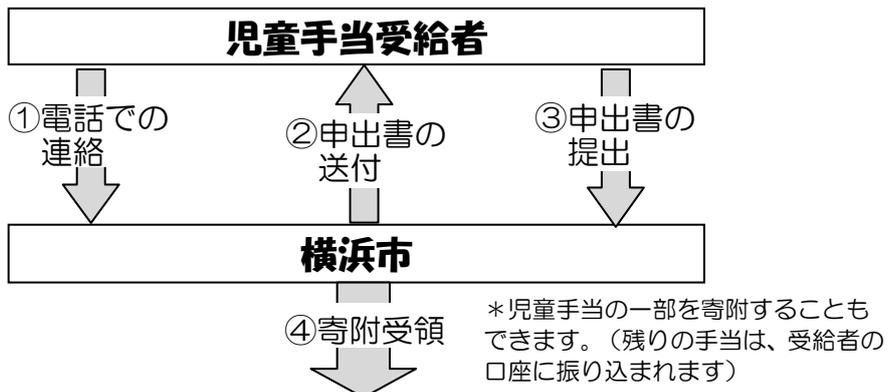
児童手当は 寄附ができます！

寄附のしくみ・活用

- 申出書を提出するだけで、寄附いただけます。
- 支給される手当のうち、寄附の申し出をされた金額について、直接、横浜市が寄附として受領します。
- 受領した寄附は、**横浜市のこども・青少年の支援**のために使わせていただきます。



寄附の流れ



横浜市のこども・青少年の支援のために活用

寄附を希望される方は…

- 1 寄附を希望される場合は、まず詳細についてご説明いたしますので、お電話にてお問い合わせください。 TEL: 641-8411 FAX: 641-8412
- 2 横浜市の児童手当ホームページから寄附申出書をダウンロードして、下記まで送付してください(ダウンロードできない場合は、申出書をお送りいたします)

<その他>

- 児童手当の寄附は、申告により税制上の優遇措置(寄付金控除)を受けることができます。(確定申告の際に必要な「受領証明書」を横浜市が発行します)
- 申し出た寄附は、手当が支給されるまでは所定の手続きで撤回することができますが、横浜市が寄附を受領した後は、返還できません。
- 寄附申出書を提出された方に、内容の確認のためご連絡させていただく場合があります。



■お問い合わせ先 横浜市こども青少年局 こども家庭課 手当給付係
TEL: 045 (641) 8411 FAX: 045 (641) 8412
Eメール: kd-teate@city.yokohama.jp